

＜グループホームみたて 利用料金表＞

2021年4月1日 改正

1 法定料金

1 基本サービス料金 認知症対応型共同生活介護 2ユニット【東京都23区】

★…2021年4月より単位数変更及び新設の加算

サービス内容略称	単位	単位数	全額負担金	介護保険適用時の自己負担額		
				1割	2割	3割
2ユニット 要支援2	1日につき	748単位	¥8,153	¥816	¥1,631	¥2,446
2ユニット 要介護1		752単位	¥8,196	¥820	¥1,640	¥2,459
2ユニット 要介護2		787単位	¥8,578	¥858	¥1,716	¥2,574
2ユニット 要介護3		811単位	¥8,839	¥884	¥1,768	¥2,652
2ユニット 要介護4		827単位	¥9,014	¥902	¥1,803	¥2,705
2ユニット 要介護5		844単位	¥9,199	¥920	¥1,840	¥2,760

2. 各種加算料金

★…2021年4月より単位数変更・新設加算等

家賃	¥54,000／月 <非課税>
----	-----------------

- ① 減価償却費を含みます。
 ② 途中入退所の場合は、日割り（月30日とする）を該当月の入所日数で計算します。入所時は荷物搬入日から、退所時は荷物搬出日までとします。
 ③ 在籍中の外泊や入院等による不在の場合も、減額しません。

共益管理費	¥5,500／月 <税込>
-------	---------------

- ① 共益費に含まれるものは、概ね次の通りです。
 ・共用設備の保守維持費（エレベーター保守・消防設備点検・リフト保守・建物設備点検など）・共用部分の消耗品費
 ・経常的な補修費・委託費（ワックス清掃・エアコン清掃・日常のゴミ処理等）・自治会費・新聞購読費
 ・地域での行事費・その他敷地及び共用部分等の通常の管理に要する費用
 ② 在籍中の外泊や入院等による不在の場合も、減額しません。
 ③ 途中入退所の場合も全額徴収します。

光熱水費（電気、ガス、水道料）は、実費按分負担<税込>とします。

- ① 電気・ガス料金は、1ヶ月分の総額を利用者数で按分負担します。
 ② 水道料金は、1ヶ月分の金額として、前年度月平均料金の月と、2ヶ月分の総額から前年度月平均料金を引いた料金の月で分かれます。
 各月の水道料金を利用者数で按分負担します。
 ③ 途中入退所の場合も減額いたしません。
 ④ 個別メーターがなく個別の清算ができないので、全体の経費を按分負担していただきます。
 ⑤ 入院・外泊等により該当月の入所日数が0日の場合のみ徴収しません。

食費は、実費按分負担<税込>とします。

- ① 食に関する一切の経費（食材、調味料、嗜好品、出前、外食、非常食など）です。
 ② 入院・外泊等により3食（朝・昼・夕）全部を食べなかつた場合のみ徴収しません。
 ③ 食費の実費相当額の計算方法は下記の通りとします。
 【（月の食費合計-※施設負担額）÷ 全入居者延べ日数×利用者月入所延べ日数】
 ※ 施設負担額=1日当たり600円<税込み>（朝食代200円・夕食代400円）*月日数+職員食費

概ね以下のものについては本人、家族等の負担とします。

- 「排泄用品（オムツ等）で個人が使用する物」「日用品で個人が使用する物（衣類、履物、雑貨、化粧品、歯磨き粉、歯ブラシなど）」「居室で使用する調度品（カーテン、絨縞、家具類、寝具、電化製品など）」「医薬品等で個人が使用する物」「レクリエーション費（個人を対象にしたレクリエーションに必要な経費）交通費、入場料など」「レクリエーション、受診などに職員が付き添う場合の経費（交通費、入場料など）（例）2名の利用者に1名の職員が付き添った場合は、経費は利用者2名で按分負担」「帰宅欲求により外出した時の経費（交通費）」「個人が購読する新聞、雑誌等購読料（業者と家族との直接契約とします）」「個人が契約する電話の電話料金（業者と家族との直接契約とします）」「理美容料金（理美容院を利用した場合）」「賽銭、個人の郵便・宅配などにかかる経費」「行政への手続代行にかかる交通費、郵送費等」「個人記録の複写にかかる経費」「その他個人に必要な機器（介護器具など）」
 ※その他、上記に含まれない、個人のために供する物品等

利用者の金銭等の保管管理について

- （1）事業者は、利用者の現金および預貯金については、原則として管理しません。また、財産の管理運用についても、これを行いません。
 （2）事業者は、前項の規程にかかわらず、利用者及び家族から依頼のあつた場合、日常生活に必要な金銭等に限った保管管理を、便宜的に行なうことがあります。
 （3）前項の場合において、利用者の金銭等の保管管理に関する詳細は、事業者が別途定める取扱規程によります。

器物破損等の弁償について

利用者が、故意に事業者の器物等を破損した場合は、利用者が弁償するものとします。

退所時の居室現状復帰について

利用者は、使用した居室を使用前の状態に復帰して退所します。その場合にかかる費用は、利用者の負担とします。

- ① 畳は、原則張り替えて退所していただきます。
 ② 襪や障子を破損した場合は、張り替えて退所していただきます。
 ③ 壁や床など構造材等の経年劣化は、その限りではありません。